

平成24年 2 月 24 日提出

熊本市保健所及び保健福祉センター条例の一部改正について

熊本市保健所及び保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市保健所及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市保健所及び保健福祉センター条例（昭和24年告示第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市保健所条例

第1条中「及び法第18条に規定する市町村保健センターとして保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）」を削る。

第2条第1項の表位置の欄中「熊本市」の次に「中央区」を加え、同条第2項を削る。

第3条を削る。

第4条中「及び中央保健福祉センター」を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項中「及び保健福祉センター」を削り、「次に掲げるとおり」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等により定められた基準等によって算定した額の8割に相当する額の範囲内で規則で定める額」に改め、同項各号を削り、同条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提出理由)

保健福祉センターを廃止する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。